

【令和 8 年度】

第 2 回

飯田市国民健康保険運営協議会

資 料

- 令和 8 年度 飯田市国保特定健診等実施について

令和 8 年 5 月 13 日

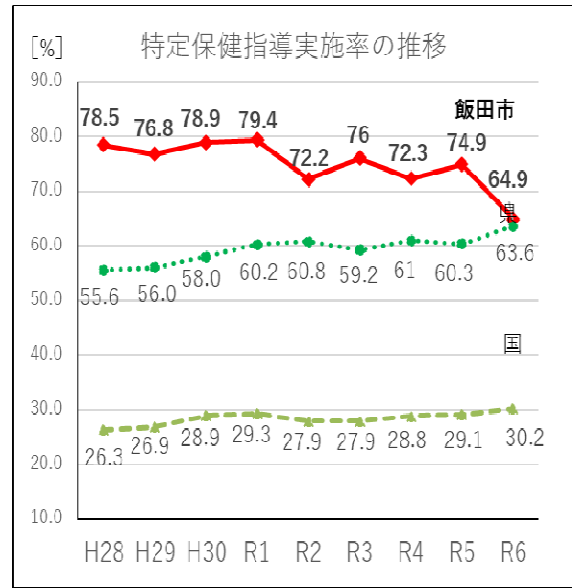
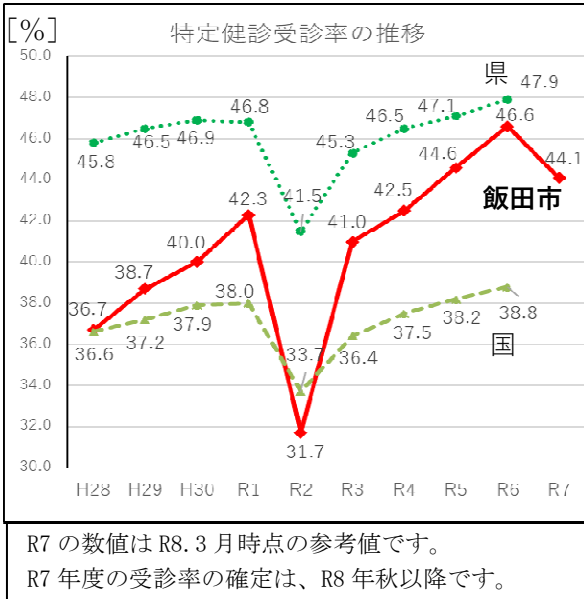
飯田市こども未来健康部保健課

◇ 方針

国の指針において各保険者には、健診やレセプト等の健康・医療情報を分析し、加入者の健康保持増進のため保健事業の実施計画策定が求められています。

飯田市では、令和5年度に第3期保健事業計画（データヘルス計画（2024～2029年度））を策定しました。飯田市国保の特徴や健康状態の分析により、生活習慣病の発症や重症化予防の保健事業に取り組み、健康の保持増進を図ることで健康寿命の延伸や医療費適正化を目指していきます。また、今年度は中間評価の年になりますので、今までの取組や成果を振り返り次年度からの事業に繋げていきます。

◇ 特定健診受診率および特定保健指導実施率



特定健診受診率は、昨年度まで約2%ずつ上昇してきていました。令和7年度の3月末の暫定値は44.1%で昨年同時期の44.7%と比べても大きく変わりませんが、第3期特定健診等実施計画の目標を達成できていません。

特定保健指導実施率は、県と比較して高く推移してきましたが、令和6年度は64.9%であり目標である75%に届きませんでした。

生活習慣病は自覚症状がないため、発症予防・重症化予防のためには健診の機会を提供し、健診結果に基づき個人個人にあわせた保健指導を実施することが重要です。

◇ 特定健診受診率向上に向けた取組み

受診率の向上に向けて特定健診の受診勧奨に継続して取り組みます。今まで健診未受診者や新規国保加入者、昨年度の生活習慣病予防対象者などへ、主に電話やはがきで受診勧奨を行ってきましたが、受診率が伸びていないため、今年度は訪問での受診勧奨を積極的に行っていきます。

受診しやすい環境整備と受診機会の確保、利便性の向上、医療機関との連携、インセンティブ事業の実施、継続的な健診受診の意識づけとなるよう35～39歳の国保加入者全員に受診券を送付するなどの取組も継続して行います。

◇ 保健指導実施率維持に向けた取組み

特定保健指導の評価が、従来の指導の量に加え、体重・腹囲減少や行動変容の評価が導入となったことで実施率が低下しました。成果につながる保健指導ができるように取り組む必要があります。

この他脳血管疾患、虚血性心疾患、腎不全などの重症化予防のための保健指導を実施します。また医療受診に繋がらない方に対しては、受療に繋がらない理由を把握し、その背景を踏まえて受診の必要性について保健指導を実施していきます。